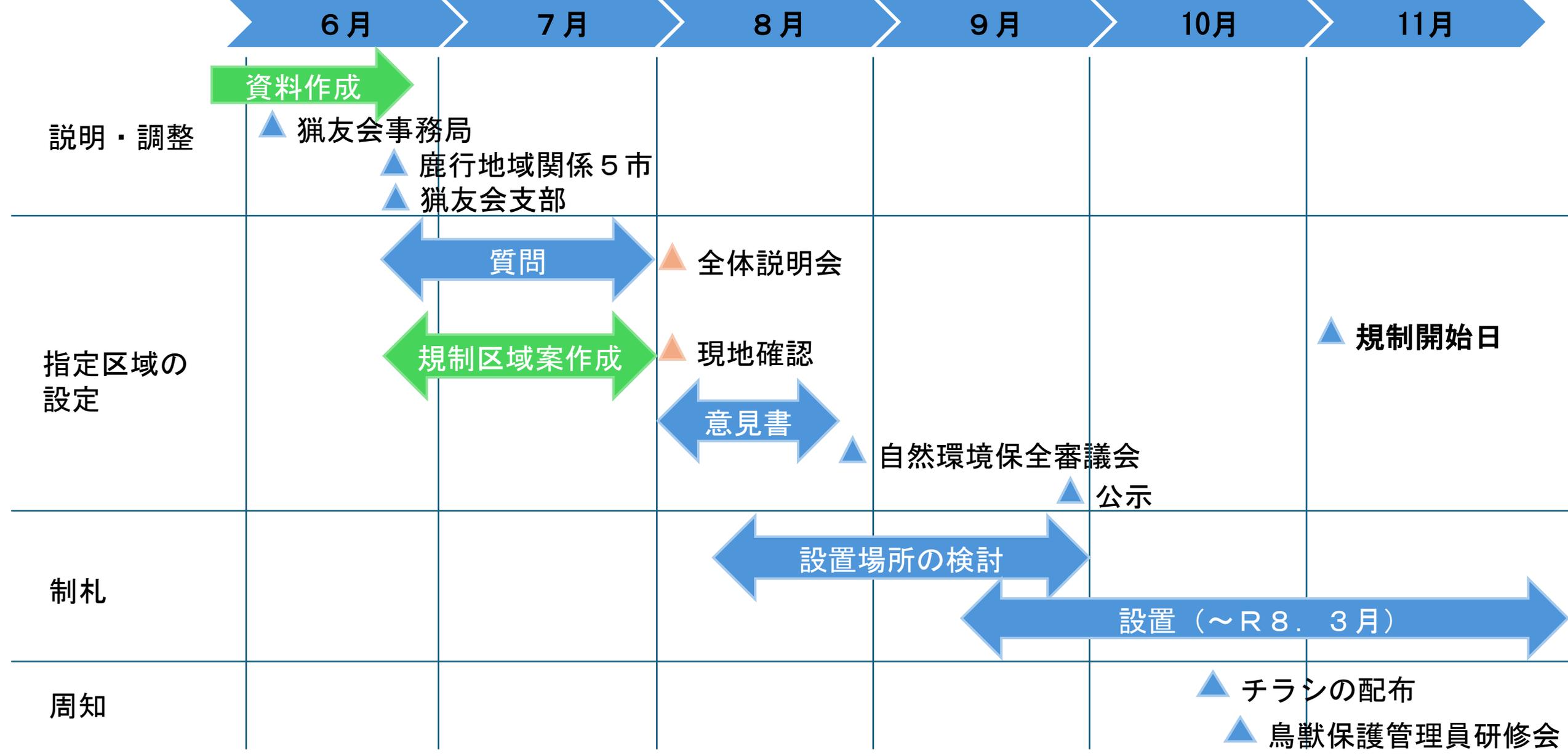


モデル地域での社会実装について（茨城県_水鳥の系モデル地域）



モデル地域での社会実装について（茨城県_水鳥の系モデル地域）

説明について

資料（5月～6月）

鳥類の鉛汚染による影響評価検討会の資料から説明資料を作成した。

説明（6月～7月）

はじめに猟友会事務局に説明を行い、その後、区域に該当する鹿行地域関係5市に対して個別に説明した。

猟友会支部については、各市と支部の関係性の違いもあり、市と支部長が同席での説明および市からのみ、市と同席、猟友会の会員全員への説明と市と猟友会の要望により説明を実施した。

全体説明会（8月1日）

規制区域案の作成後に市および猟友会、鳥獣保護管理員を対象に環境省同席のうえ説明会を開催した。

反応

猟友会は、非鉛弾の価格および銃の買い換えが発生することから慎重な意見が多く寄せられた。

市は、有害捕獲への影響を心配していた。

対応

説明後の質問や意見も環境省と共有し対応。

猟友会会員からの意見は、猟友会事務局への連絡が多いため、事務局と密に連絡をとり意見などを共有した。

モデル地域での社会実装について（茨城県_水鳥の系モデル地域）

指定区域の設定

区域（6月～8月）

北浦湖畔から4 kmを基本に主要道路や河川を境界に検討。
全体説明会での意見も踏まえ、規制区域を決定。

指定について

意見書（8月）

市および猟友会支部へ対して意見書による意見聴取。

自然環境保全審議会（8月28日）

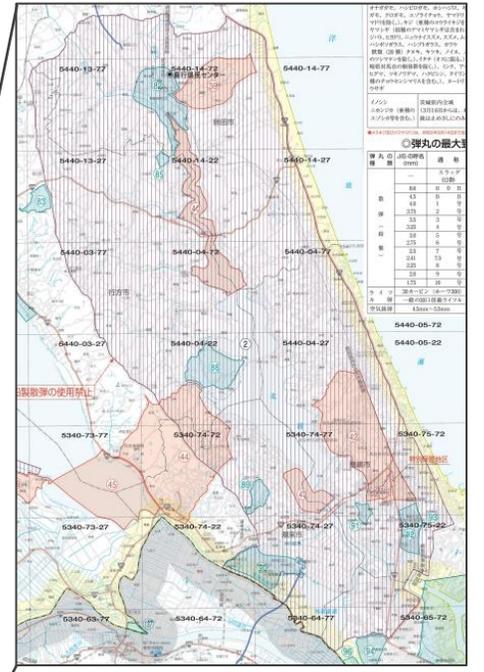
茨城県自然環境保全審議会にて諮問。

公示（9月27日）

県報にて公示。

指定

11月1日より北浦指定猟法禁止区域を指定。



周知について

制札

北浦湖畔及び境界付近を中心に鳥獣保護管理員からの意見をもとに設置位置を検討。（8月～9月）

設置については委託にて実施。（9月～3月）

反応・意見

県外在住者への周知に関して徹底して欲しいと意見。チラシ配布後、狩猟者より内容に関する問い合わせがあった。

制札設置枚数は多くすべきと要望。

チラシ（10月～2月）

狩猟登録者へハンターマップと併せてチラシを配布。

令和7年11月1日から
茨城県内の北浦周辺が
指定猟法禁止区域
(鉛製散弾の使用禁止)
に指定されます

指定の目的——
鳥類の鉛中毒の発生を
防止するため

規制の対象——
鉛製散弾
(軟弾銃に使用される鉛スリッパ弾等含む)

違反した場合——
6月以下の懲罰
または
50万円以下の罰金
に処されます

狩猟者の皆さんにおかれましては
安全で適正な狩猟をお願いします。
規制区域は裏面をご覧ください

チラシ（表）



チラシ（裏）



制札

鳥獣保護管理員研修会（10月24日）

猟期前に指定区域担当の鳥獣保護管理員に対して指定について説明した。

反応・質問

実際に鉛か非鉛かを見分けることができない。鉛弾を使用した確証を得られない。北浦では、船撃ちを行う者もあり、声掛けすらできない。

狩猟期中の巡回に対する不安がある。

まとめ

- 狩猟者に関しましては、非鉛弾の費用についての質問が一番多く、有害捕獲を実施する市の担当者の関心も高い。
また、質問や意見については、狩猟での質問はほとんどなく、有害捕獲に係る内容が多い。
- 猟友会関係者に関しては、慎重な意見が多いため説明会などでは建設的な意見が少なく、規制に関する対応についての検討が不足した。
- 地元猟友会支部も含め、茨城県猟友会事務局と密に情報共有が重要であると考えた。
- 制札設置については、周知徹底のため多くすることを要望された。
- 関係機関への説明から指定まで6か月程度では厳しく、制札の準備や有害捕獲及び狩猟などの 規制に関する対応などの事前準備は1年以上必要と感じた。
- 狩猟期間は、大きな混乱もなく終えることができた。